

## 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律 の改正に関する試案（追加試案）

### 1 間接強制の前置に関する規律の見直し

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「ハーグ条約実施法」という。）第136条の規律（間接強制の前置に関する規律）を見直し，子の返還の代替執行の申立ては，次の から までのいずれかに該当するときでなければすることができないものとする。

民事執行法第172条第1項の規定による決定が確定した日から2週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合は，その期間を経過したとき）。

民事執行法第172条第1項に規定する方法による強制執行を実施しても，債務者が常居所地国に子を返還する見込みがあるとはいえないとき。

子の急迫の危険を防止するため直ちに子の返還の代替執行をする必要があるとき。

### 2 債務者の審尋に関する規律の見直し

執行裁判所は，民事執行法第171条第3項の規定にかかわらず，子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは，債務者を審尋しないでハーグ条約実施法第134条第1項の決定（子の返還を実施させる決定）をすることができるものとする。

### 3 子と債務者の同時存在に関する規律の見直し

ハーグ条約実施法第140条第3項の規律（子と債務者の同時存在に関する規律）を見直し，同条第1項又は第2項の規定による子の監護を解くために必要な行為は，債権者が執行の場所に出頭した場合に限り，することができるものとする。

執行裁判所は，債権者が執行の場所に出頭することができない場合であっても，その代理人が債権者に代わって執行の場所に出頭することが，当該代理人と子との関係，当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは，前記 の規定にかかわらず，債権者の申立てにより，当該代理人が執行の場所に出頭した場合においても，ハーグ条約実施法第140条第1項又は第2項の規定による子の監護を解くために必要な行為をすることができる旨の決定を

することができるものとする。

執行裁判所は、いつでも前記 の決定を取り消すことができるものとする。

#### 4 債務者の占有する場所以外の場所における執行官の権限等に関する規律の見直し

債務者の占有する場所以外の場所における執行官の権限等に関する規律を以下のとおりの内容に見直すものとする。

執行官は、ハーグ条約実施法第140条第1項に規定する場所（債務者の住居その他債務者の占有する場所）以外の場所においても、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、当該場所の占有者の同意を得て又は後記 の規定による許可を受けて、同項各号に掲げる行為をすることができるものとする。

執行裁判所は、子の住居がハーグ条約実施法第140条第1項に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができるものとする。

執行官は、前記 の規定による許可を受けてハーグ条約実施法第140条第1項各号に掲げる行為をするときは、職務の執行に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならないものとする。

#### 5 子の心身への配慮に関する規律の新設

執行裁判所、執行官及び返還実施者は、子の返還の代替執行の手続において、子の年齢及び発達の種類その他の事情を踏まえ、できる限り、強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならないものとする。